

不登校学生等が、在籍する学校以外の相談所・指導施設（以下「指導施設」という。）に、相談・指導のため通所する場合は、実習用の通学定期券を発売いたします。

発売にあたりましては、あらかじめ、児童等が在籍する学校の学校長から発売申請等の手続きが必要となります。

(1) 対象となる学生等

在籍する学校長が、学外の指導施設に通学することを認め、かつ当該施設で相談・指導を受けるため通学した日数が、在籍する学校の出席日数に含まれる認定を受けている義務課程の児童・生徒。

(2) 発売条件

学生等が指導施設において相談・指導を受けるため、居住地最寄駅と指導施設最寄駅との相互間を乗車する場合であって、旅客鉄道会社の承諾を受け、学校長において発行された「通学証明書」を発売窓口に出した場合に発売いたします。

(3) 申請について

通常、通学定期券は、学校最寄駅と居住地最寄駅間に限っているため、学外に通学する場合は、その都度、申請をしていただくことになります。

(3) 申請方法について

事前に申請が必要となりますので、「実習用通学定期乗車券発売申請書」を作成し、営業部 運賃・制度グループに郵送またはEメールにて実習開始日の10日前までにご提出ください。

※Eメールで提出する場合は必ずパスワードを付けて送付してください。

誤送信等で個人情報漏洩した場合、弊社では一切の責任を負いかねます。

【申請から発行までの手順】

① 学校長は「実習用通学定期乗車券発売申請書」を作成し、当該生徒・児童の通学開始日の **10日前まで** に JR北海道 営業部 運賃・制度グループ宛に郵送またはEメールで提出してください。

※間に合わない場合は、事前に電話でご連絡ください。

② 弊社で申請内容を審査のうえ、実習用通学定期乗車券の発売を承認いたします。
申請内容に問題が認められる場合に限り、ご連絡いたします。

特に問題が認められない場合は、承認の通知及び電話連絡等を行いませんので、あらかじめご了承ください。

③ 「通学証明書（実習用）」を生徒・児童に発行してください。

※定期乗車券購入兼用の学生証による実習用通学定期券の購入はできません。

※定期券の新規購入は利用開始日の7日前からとなります。 例) 4月1日から利用開始の場合、3月25日から購入可能

④ 生徒・児童は「通学証明書（実習用）」及び「定期券購入申込用紙（駅に配備）」を指定した購入駅の窓口へ提出することで実習用通学定期乗車券を購入することができます。